

事務事業評価資料

施策名	公共交通の利便性向上		所管部局課名	県土整備部県土企画局交通政策課						
事業名	バス路線運行維持対策費補助（国庫協調補助路線）		担当者電話番号	地域交通係 078-362-3885						
事業目的	地域住民の日常生活における移動手段である地域間幹線系統の維持確保 （※地域間幹線系統：①複数市町を運行する系統、②輸送量15人以上150人以下、③運行回数3回以上）									
事業内容	路線バス事業で経常損失が生じている民間バス事業者が運行する路線を、国や市町と協調して支援する。 ①対象者：乗合バス事業者 ②対象路線：複数市町を運行し、輸送量が15人以上150人以下等の系統 ③補助対象経費：経常費用と経常収益の差額 ④補助限度：経常費用の9/20 ⑤負担割合：国1/2、県2/6、市町1/6、または、国1/2、県1/4、市町1/4			事業開始年度	昭和47年度					
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額				
	事業費①	(159,339千円) 159,339千円		(129,839千円) 129,839千円		(115,548千円) 115,548千円				
	人件費②	1,624千円	従事人員 0.2人	1,602千円	従事人員 0.2人	1,580千円 従事人員 0.2人				
	総コスト(①+②)	160,963千円	従事人員 0.2人	131,441千円	従事人員 0.2人	117,128千円 従事人員 0.2人				
事業の目標	赤字路線のうち、補助対象となる地域間幹線系統の維持			【目標設定理由】 地域間幹線系統の休廃止は、県民生活に多大な影響を及ぼすことから、高齢者をはじめとする住民の生活交通手段を確保するため、補助対象系統数の維持を目標とした。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H23	H24	H25	
	補助対象系統数	45系統	-	41系統 (3,926千円)	52系統 (2,528千円)	45系統 (2,603千円)	91.1%	115.6%	100.0%	
評価結果	必要性	・バス利用者の減少により、民間事業者単独での路線維持が困難な状況にあることから不採算路線での路線休廃止に繋がる恐れがあるが、路線休廃止により、高齢者をはじめとする交通弱者の生活交通手段が確保できなくなる。 ・従って、国の補助制度を活用しつつ、地域間幹線系統の維持確保を図る必要がある。								
	有効性	・バス利用者の減少により、民間事業者単独での路線維持が困難な状況にあるなかで、国の補助制度によって、地域間幹線系統が維持されており、着実に成果があがっている。								
	効率性	・補助限度を設定することにより、民間バス事業者に対して運行コストの増高の抑制と運賃収入の確保など、効率的な運行を促す仕組みとしている。								
	民間・市町との役割分担	・バス利用者の減少により、民間事業者単独では維持が困難な路線について、補助を行っている。 ・このうち、輸送量が比較的多い地域間幹線系統は国の補助制度により、輸送量が比較的小さい地域間準幹線系統は県の補助制度により支援を実施している。								
	受益と負担の適正化	・バス利用者に対し、運行距離に応じた応分の運賃負担を求めている。 ・民間バス事業者に対し、補助限度の設定により経営の効率化を求めるなど、負担の適正化に努めている。								
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定				
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	超高齢社会の本格的な到来、生活圏の広域化や交流の拡大等に対応した住民の移動手段として、市町を跨る広域的な幹線バス路線を維持しており、県としても引き続き補助を行う。									

事務事業評価資料

施策名	公共交通の利便性向上		所管部局課名	県土整備部県土企画局交通政策課					
事業名	バス路線運行維持対策費補助（県単独補助路線）		担当者電話番号	地域交通係 078-362-3885					
事業目的	地域住民の日常生活における移動手段である地域間準幹線系統の維持確保 （※地域間準幹線系統：①複数市町を運行する系統、②輸送量2人以上50人以下、③運行回数10回以下）								
事業内容	路線バス事業で経常損失が生じている民間バス事業者が運行する路線を、市町と協調して支援する。 ①対象者：乗合バス事業者 ②対象路線：複数市町を運行し、輸送量が2人以上50人以下等の系統 ③補助対象経費：経常費用と経常収益の差額 ④補助限度：経常費用の11/20 ⑤負担割合：県2/3、市町1/3または県1/2、市町1/2					事業開始年度	平成7年度		
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(178,670千円) 178,670千円		(186,014千円) 186,014千円		(199,626千円) 199,626千円			
	人件費②	1,624千円	従事人員 0.2人	1,602千円	従事人員 0.2人	1,580千円	従事人員 0.2人		
	総コスト(①+②)	180,294千円	従事人員 0.2人	187,616千円	従事人員 0.2人	201,206千円	従事人員 0.2人		
事業の目標	赤字路線のうち、補助対象となる地域間準幹線系統の維持			【目標設定理由】 地域間準幹線系統の休廃止は、県民生活に多大な影響を及ぼすことから、高齢者をはじめとする住民の生活交通手段を確保するため、補助対象系統数の維持を目標とした。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	補助対象系統数	86系統	-	81系統 (2,226千円)	77系統 (2,437千円)	86系統 (2,340千円)	94.2%	89.5%	100.0%
評価結果	必要性	・バス利用者の減少により、民間事業者単独での路線維持が困難な状況にあることから不採算路線での路線休廃止に繋がる恐れがあるが、路線休廃止により、高齢者をはじめとする交通弱者の生活交通手段が確保できなくなる。 ・従って、輸送量等において国庫協調補助路線の要件を満たさない地域間準幹線系統について市町との協調制度により、維持確保を図る必要がある。							
	有効性	・バス利用者の減少により、民間事業者単独での路線維持が困難な状況にあるなかで、県の補助制度によって、地域間準幹線系統が維持されており、着実に成果があがっている。							
	効率性	・補助限度を設定することにより、民間バス事業者に対して運行コストの増高の抑制と運賃収入の確保など、効率的な運行を促す仕組みとしている。							
	民間・市町との役割分担	・バス利用者の減少により、民間事業者単独では維持が困難な路線について、補助を行っている。 ・このうち、輸送量が比較的少ない地域間準幹線系統は県の補助制度により、市町域内（H13.3.31時点の市町域）で完結する系統は市町の補助制度により支援を実施している。							
	受益と負担の適正化	・バス利用者に対し、運行距離に応じた応分の運賃負担を求めている。 ・民間バス事業者に対し、補助限度の設定により経営の効率化を求めるとともに、負担の適正化に努めている。							
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)		延長	終期設定		
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	超高齢社会の本格的な到来、生活圏の広域化や交流の拡大等に対応した住民の移動手段として、市町を跨る広域的な準幹線バス路線を維持しており、県としても引き続き補助を行う。								

事務事業評価資料

施策名	公共交通の利便性向上		所管部局課名	県土整備部県土企画局交通政策課					
事業名	コミュニティバス運行総合支援事業		担当者電話番号	地域交通係 078-362-3885					
事業目的	路線バス休廃止後の代替交通や公共交通空白地域等における地域住民の移動手段であるコミュニティバス路線の維持確保								
事業内容	<p>市町が運行経費の一部として、実質的に負担している額に対して支援する。</p> <p>①対象者 : 市町                  ②対象路線 : 市町が主体となって作成した運行計画等により運行している系統等                  ③補助対象経費 : 運行に伴う市町の負担額×0.2                  ④補助限度 : 標準収支不足単価(181円/km)×実車走行扣×0.2                  標準収支不足単価(181円/km)×(県平均欠損率÷市町毎欠損率)×実車走行扣×0.2                  運行費用とみなし収入(=標準運賃195円/人×輸送人員)の差額×0.2</p>			事業開始年度	平成16年度				
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(43,544千円) 43,544千円		(53,648千円) 53,648千円		(53,725千円) 53,725千円			
	人件費②	1,624千円	従事人員 0.2人	1,602千円	従事人員 0.2人	1,580千円 従事人員 0.2人			
	総コスト(①+②)	45,168千円	従事人員 0.2人	55,250千円	従事人員 0.2人	55,305千円 従事人員 0.2人			
	事業の目標	補助対象系統数の維持			【目標設定理由】 地域の実情にあわせて運行しているコミュニティバス路線を維持することにより、県民の移動手段を確保することができるため。				
目標の達成度を示す指標	指標名	目標	23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度			H23	H24	H25	
	補助対象系統数(運行支援)	334系統	-	318系統 (142千円)	283系統 (195千円)	334系統 (166千円)	95.2%	84.7%	100.0%
評価結果	必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>路線バス休廃止後の代替交通や公共交通空白地域等における高齢者等の移動手段としてコミュニティバスの運行の必要性は高い。</li> <li>従って、民間事業者単独では路線の維持が困難な地域において、県民の移動手段の確保の観点から支援を行う必要がある。</li> </ul>							
	有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の減少等により路線バスが休廃止する中で、その代替交通として市町が運行するコミュニティバスに対して補助することで運行が維持されており、着実に成果があがっている。</li> </ul>							
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助限度として標準的な収支不足単価等を設定し、市町に対して効率的な運行を促している。</li> </ul>							
	民間・市町との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>路線バス休廃止後の代替交通や公共交通空白地域等における移動手段として、民間事業者単独では維持が困難な路線に対して、補助を行っている。</li> <li>市町や地域が主体となって運行を計画し、市町が運行経費の一部又は全部を負担する系統を補助対象としており、役割分担は適切に行われている。</li> </ul>							
	受益と負担の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス利用者に対し、地域の実情に応じた運賃負担を求めている。</li> <li>100円均一等、路線バスと比較して低廉な運賃で運行しているために運行収入が低い市町に対して、適正な受益者負担を求める観点から、みなし収入を設定する等、負担の適正化に努めている。</li> </ul>							
実施方針	方向性	新規	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定	
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
	説明	PDCAサイクルによる評価・改善によりコミュニティバスの運行の効率化や活性化を図るため、平成25年度より、地域住民とともに運行見直し基準を定めること、及び、基準に基づく運行見直しを定期的に行うことを補助要件に追加することにより、効率的で効果的なコミュニティバスに対して、県としても引き続き補助を行う。 また、路線バス等のない地域の交通手段を確保するため、25年度より自主運行バス立ち上げ支援の対象に、マイカーによる送迎を追加する。							

事務事業評価資料

施策名	公共交通の利便性向上		所管部局課名	県土整備部県土企画局交通政策課					
事業名	第三セクター鉄道安全性向上対策助成		担当者電話番号	計画係 078-362-3884					
事業目的	経営状況が厳しい第三セクター鉄道事業者が実施する安全性向上対策を支援することにより、鉄道利用者の安全輸送を確保する。								
事業内容	安全性向上対策に要する経費の一部を支援 ①対象者 : 経営状況が特に厳しく、必要な安全性確保対策が実施不可能となるおそれを有する第三セクター鉄道事業者 ②対象経費 : 列車運行上の安全性向上に寄与する設備更新・改良等経費 ③補助限度額 : 10,000千円					事業開始年度	平成15年度		
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(10,000千円) 10,000千円		(10,000千円) 10,000千円		(10,000千円) 10,000千円			
	人件費②	1,624千円	従事人員 0.2人	1,602千円	従事人員 0.2人	1,580千円	従事人員 0.2人		
	総コスト(①+②)	11,624千円	従事人員 0.2人	11,602千円	従事人員 0.2人	11,580千円	従事人員 0.2人		
事業の目標	①責任事故を発生させない安全運行の実施				[目標設定理由] 鉄道運行の安全性を確保し、責任事故を発生させないことが重要であるため。				
	②安全性向上による利用者数の維持				[目標設定理由] 安全運行の結果として、利用者が安心して利用できる環境を提供できるため				
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	責任事故件数	0件	-	0件 (11,624千円)	0件 (11,602千円)	0件 (11,580千円)	100%	100%	100%
年間総輸送人員	2,000千人	H25	1,898千人 (6千円)	1,895千人 (6千円)	2,000千人 (6千円)	94.9%	94.8%	100%	
評価結果	必要性	京阪神と但馬地域等を結ぶ広域都市間交道路線として、また、通勤・通学等の沿線地域の日常生活を支える地域の足として、運行の安全性を確保する必要がある。							
	有効性	鉄道施設の老朽化が進行する中で、安全性向上のための設備改良等を支援することにより、責任事故なく運行を維持している。							
	効率性	沿線自治体の利用促進活動等と合せた経営改善を事業者に求め、輸送人員1人あたり費用の低減による効果的な事業化に努めている。							
	民間・市町との役割分担	沿線自治体は車両キロ按分により支援を行っている。 鉄道の運行は事業者の責務で行うことが原則であり、安全運行を維持するため、事業者に対して更なる経営改善に向けた取り組みを求めているが、経営状況が厳しいことから収益向上につながりにくい安全性向上対策について支援を行っている。							
	受益と負担の適正化								
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
	廃止	縮小		統合		凍結(休止) 延長 <b>終期設定</b>			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	広域都市間交道路線として、また通勤・通学等の地域の足となっている鉄道運行の安全性について継続的に確保する必要があることから、沿線自治体である県においても補助を継続する。 なお、第三セクター鉄道事業者の経営環境や沿線地域の交通状況の変化も勘案する必要があることから、H26年度までの3年間の事業としている。								

事務事業評価資料

施策名	空港の利用促進・利便性向上		所管部局課名	県土整備部県土企画局空港政策課						
事業名	但馬路線運航対策事業		担当者電話番号	利用促進係 078-362-9275						
事業目的	但馬路線の運航維持による但馬地域と都市部を結ぶ高速交通手段の確保									
事業内容	但馬路線の運航で生じた前年度欠損について運航事業者に補助			事業開始年度	平成7年					
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額				
	事業費①	(0千円) 136,317千円		(0千円) 131,000千円		(0千円) 120,000千円				
	人件費②	812千円	従事人員 0.1人	801千円	従事人員 0.1人	790千円 従事人員 0.1人				
	総コスト (①+②)	137,129千円	従事人員 0.1人	131,801千円	従事人員 0.1人	120,790千円 従事人員 0.1人				
事業の目標	①年間旅客数の安定的な確保			[目標設定理由] 但馬路線の運航を継続するにあたり、安定的に利用者数を確保する必要があるため。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)			
		目標値	年度				H23	H24	H25	
	年間利用率	65.0%	-	61.6% (0千円)	60.0% (0千円)	65.0% (0千円)	94.8%	92.3%	100.0%	
評価結果	必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪まで40分、東京まで2時間で移動できる但馬地域の貴重な高速交通手段であり、交流促進、産業活性化など但馬の地域振興に当路線の維持が必要である。</li> <li>県による利用率50%以上の欠損相当額補償が運航条件(運航開始時の協議結果)であるため、路線維持には当補助事業の実施が必要である。</li> </ul>								
	有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>運航事業者が経営改善の一環で国内地方路線の見直しを進めているなかで、但馬～大阪路線は県及び地元市町による路線のPRにより、年間旅客数は前年度とほぼ同じ水準で推移している。平成23年度及び24年度は、大雪等による就航率低下や安全運航への配慮によるダイヤ改正の影響により目標は達成していないが、25年度は目標に向け一層の利用促進に取り組み、安定した利用者の確保に努める。</li> </ul>								
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>県・地元市町による路線PRに加え、航空会社においても、地上サービス委託費を抑制し、利便性向上のためのダイヤ見直しを行い利用者確保に努めるなど運航の効率化を図っている。</li> </ul>								
	民間・市町との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>県・地元市町共同で路線のPRを行っているほか、航空会社は人件費抑制などの運航効率化、地元市町は運賃助成・アクセスバス・欠航代替バス運行等の利用促進策を独自に実施しており、役割分担は適切に行われている。</li> <li>利用低迷における、利用率50%未満相当の欠損については県は免責としている。</li> </ul>								
	受益と負担の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>路線利用者は航空会社が設定した運賃を負担している。</li> <li>県補助額は運賃値下げのための原資として活用していないことから、適正な負担となっている。</li> </ul>								
実施方針	方向性	新規	拡充			継続	実施手法の見直し			
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>但馬地域における高速交通手段として但馬路線の維持が必要であることから、継続実施する。</li> <li>目標利用率65%の安定的維持に向け一層の路線利用促進を図るとともに、航空会社の経営合理化を促すことにより、補助額(欠損額)の削減に努める。</li> </ul>									

事務事業評価資料

施策名	福祉のまちづくり条例に基づく施設整備等の推進			所官部局課名	県土整備部まちづくり局都市政策課										
事業名	ユニバーサル社会づくり推進地区整備事業 (活動費助成)			担当者電話番号	福祉のまちづくり係 078-362-4298										
事業目的	福祉のまちづくり基本方針に基づき、ハード・ソフト両面からの面的な福祉のまちづくりを総合的に推進する。														
事業内容	福祉のまちづくりを総合的に推進するため、ハード・ソフト両面でのまちづくりを重点的に実施する地域を「ユニバーサル社会づくり推進地区」として地区指定するとともに支援を行い、全市町での展開をめざす。 推進地区内の事業展開の中心となる協議会活動の質的な充実や、次の活動へつなげる検証等を行う活動費を市町に対して助成 ・補助基本額：600千円 ・負担割合：市町1/2、県1/2 ・助成期間：5年間 (優れた活動実績のある場合には、助成期間を延長)				事業開始年度	平成18年度									
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額									
	事業費①	(880千円) 1,759千円		(3,450千円) 6,900千円		(2,700千円) 5,400千円									
	人件費②	812千円	従事人員 0.1人	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人								
	総コスト(①+②)	2,571千円	従事人員 0.1人	7,701千円	従事人員 0.1人	6,190千円	従事人員 0.1人								
事業の目標	ユニバーサル社会づくり推進地区の指定拡大			[目標設定理由] 推進地区を指定のうえ、市町・住民等の協働による協議会を設置し、ハード・ソフト両面から面的な福祉のまちづくりを重点的に実施するため											
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)								
		目標値	年度				H23	H24	H25						
	ユニバーサル社会づくり推進地区指定数	30地区	27年度	21地区 (122千円)	25地区 (308千円)	27地区 (229千円)	70.0%	83.3%	90.0%						
評価結果	必要性	高齢者、障害者等をはじめ、誰もが安心して暮らし、元気に活動できる社会の実現を図るため、市町・住民等の協働によるハード・ソフト両面から面的な福祉のまちづくりを支援していく必要がある。													
	有効性	新たな地区指定を行うとともに、各地区において、住民と行政による協議会を中心に様々な活動が展開されており、着実に成果があがっている。													
	効率性	1団体あたりの上限額を定めるとともに、経費節減を各団体に働きかけることにより実績単価が低く抑えられており、効率的に実施している。													
	民間・市町との役割分担	地域の実情に応じた取り組みとして、市町と地元・民間団体の協働による協議会形式で事業実施を行うとともに、県・市町双方で経費負担を行っており、適切な役割分担を行っている。													
	受益と負担の適正化	福祉のまちづくりは、誰もがいきいきと暮らすための取り組みであり、特定の受益者負担を求める性格のものではない。													
実施方針	方向性	新規		拡充		継続		実施手法の見直し							
	実施手法の見直し内容	廃止		縮小		統合		凍結(休止)		延長		終期設定			
説明	実施方針	市町移譲		民間移譲		民間委託		PFI		負担割合変更		事務改善		その他	
	説 明	福祉のまちづくり基本方針に基づき、ハード・ソフト両面から面的な福祉のまちづくりを総合的に推進するため、協議会活動への助成を継続する。													

事務事業評価資料

施策名	公共交通機関バリアフリー化の促進		所管部局課名	県土整備部まちづくり局都市政策課						
事業名	公共交通バリアフリー化促進事業		担当者電話番号	福祉のまちづくり係 078-362-4298						
事業目的	公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を図り、誰もが安心して暮らせる環境を実現する。									
事業内容	(1) 鉄道駅舎エレベーター等設置補助 ①補助対象者：民間鉄道事業者 ②補助対象施設：エレベーター、エスカレーター、スロープ、階段昇降機 ③補助対象工事：上記設置工事及びその関連工事（障害者対応トイレ、情報提供機器等） ④負担割合：国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3  (2) ノンステップバス等購入補助 ①補助対象者：民間バス事業者 ②補助対象：ノンステップバス、リフト付きバス ③負担割合：ワンステップバス通常車両価格との差に対し、国1/2、県1/4、市町1/4			事業開始年度	平成11年度 平成5～10年度は地域福祉基金による補助					
	区分	平成23年度決算額	平成24年度当初予算額	平成25年度当初予算額						
事業に要するコスト	事業費①	(44,251千円) 44,251千円	(73,072千円) 73,072千円	(103,797千円) 103,797千円						
	人件費②	6,498千円	6,406千円	6,318千円	従事人員 0.8人					
	総コスト(①+②)	50,749千円	79,478千円	110,115千円	従事人員 0.8人					
事業の目標	①鉄道駅舎のバリアフリー化促進		【目標設定理由】 公共交通機関の利用の利便性・安全性を確保するため、福祉のまちづくり基本方針に基づく対象駅のバリアフリー化を目指す必要があるため							
	②乗合バスのノンステップバス化促進		【目標設定理由】 高齢者、障害者、妊婦、乳幼児をはじめとするすべての人々の移動の利便性を確保するため、ノンステップバスの普及率を向上させる必要があるため							
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H23	H24	H25	
	1日の平均乗降客数3千人以上5千人未満の駅のバリアフリー化率	70%	27年度	48%	50%	55%	68.6%	71.4%	78.6%	
乗合バス※に対するノンステップバス導入率 ※適用除外認定車両を除く	60%	27年度	52%	53%	55%	86.7%	88.3%	91.7%		
評価結果	必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障害者の社会参加を積極的に促すためには、移動の自由が確保保障されること、とりわけその拠点となる公共交通機関の早急なバリアフリー化が必要である。</li> <li>ノンステップバスやリフト付きバス車両と一般バス車両には大きな価格差があり、導入促進のためには、財政的支援が必要である。</li> </ul>								
	有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道事業者も駅舎のバリアフリー化のため改修工事を進めており、着実に成果があがっている。</li> <li>ノンステップバスの普及率を向上させるために、バス事業者もノンステップバスの導入を進めており、成果が上がっている。</li> </ul>								
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修工事の内容により1駅当たりの改修単価は異なるが、エレベーター設置基数等に応じて補助限度額を設定しており、また、ノンステップバスの補助でも補助限度額を設定しており、効率的な執行が行われている。</li> </ul>								
	民間・市町との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の事業に対し、国、県、市町が応分の負担により補助をしていることから、役割分担は適正に行われている。</li> <li>民間事業者の整備計画は、経営動向に左右されざるを得ないが、厳しい経営環境の中、当該補助を活用し、バリアフリー化に努めている。</li> </ul>								
	受益と負担の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者にも負担を求めるとともに、公共交通機関として利用者が不特定多数に及ぶことから国・県・市町が一定の負担を行っており、負担の適正化が図られている。</li> </ul>								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
説明	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他			
	福祉のまちづくり基本方針に基づき、鉄道駅舎のエレベーター等設置補助及びノンステップバス等の購入補助を継続する。									

事務事業評価資料

施策名	住宅におけるバリアフリー化の促進		所管部局課名	県土整備部まちづくり局都市政策課 健康福祉部社会福祉局高齢社会課						
事業名	人生80年いきいき住宅改造助成費		担当者電話番号	福祉のまちづくり係 078-362-4298 介護事業者係 078-362-9117						
事業目的	高齢者等対応の住宅ストックを充実し、長寿社会に対応した人にやさしい住まいづくりを推進する。									
事業内容	(1)一般型 ①対象者：高齢者(60歳以上)、又は身体障害者のいる世帯など ②補助要件：3箇所以上の改造(必須工事の実施を含む) ③助成対象工事費限度額：1,000千円/世帯 (2)特別型 ①対象者：要介護(支援)認定を受けた被保険者のいる世帯、又は身体障害者のいる世帯 ②補助要件：住まいの改良相談員等の承認 ③助成対象工事費限度額：介護保険制度等の他制度住宅改修費とあわせ1,000千円/世帯 (3)増改築型 ①対象世帯：(1)、(2)の対象世帯又はその者と同居しようとする世帯 ②補助要件：(1)又は(2)との併用 (1)と併用する場合は、浴室・洗面所、便所、寝室、通路のバリアフリー化 ③助成対象工事費限度額：1,500千円/世帯				事業開始年度	平成7年度				
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額	平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額					
	事業費①	(293,513千円) 309,717千円	(274,550千円) 354,950千円		(274,550千円) 354,950千円					
	人件費②	4,873千円	従事人員 0.6人	4,805千円	従事人員 0.6人	4,739千円 従事人員 0.6人				
	総コスト (①+②)	314,590千円	従事人員 0.6人	359,755千円	従事人員 0.6人	359,689千円 従事人員 0.6人				
事業の目標	住宅のバリアフリー化の推進		[目標設定理由] 長寿社会に対応した人にやさしい住まいづくりを行うためには、高齢者等対応住宅ストックを充実させる必要があるため							
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H23	H24	H25	
	人生80年いきいき住宅助成事業補助件数(21年度からの累計)	11,354件	25年度	6,452件 (137千円)	8,954件 (144千円)	11,354件 (150千円)	56.8%	78.9%	100.0%	
評価結果	必要性	・高齢者等が自宅で長く自立して生活し、また介護者の負担を軽減するためにも、バリアフリー化住宅改造を進めることは社会的な要請である。 ・その改造に要する費用の一部を支援することにより、長寿社会に対応した人にやさしい住まいづくりを推進する必要がある。								
	有効性	・住宅のバリアフリー化を計画的に進めることで、高齢者等が長く自立して生活でき、介護の負担の軽減に資する。 ・補助件数が増加傾向にあり、着実に成果が上がっている。								
	効率性	・改造箇所ごとに限度額を設定することによりコストを抑制し、効率的に実施している。								
	民間・市町との役割分担	・バリアフリー改造を実施する県民に対し、身近な窓口である市町が助成を行い、市町に対し県が支援している。 ・所得に応じた負担区分により、住宅のバリアフリー化を促進していることから、役割分担は適正に行われている。								
	受益と負担の適正化	・県民、市町、県のそれぞれが応分の負担をして住宅のバリアフリー化を促進することにより、高齢者対応住宅のストックの充実を図っている。 ・また対象者には所得に応じた負担を求めており、受益と負担の適正化を図っている。								
実の方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
説明	本格的な高齢化社会の到来を踏まえ、高齢者等にやさしく、介護者負担も軽減されるバリアフリー化住宅改造の推進を図るため、引き続き、住宅改造への助成を実施する。									

事務事業評価資料

施策名	多自然居住の推進		所管部局課名	県土整備部まちづくり局都市政策課						
事業名	多自然居住交流拠点整備支援事業		担当者電話番号	都市政策係 078-362-4324						
事業目的	①都市住民のふるさと志向に応えながら多自然居住のまちづくりによる地域の活性化を図る ②都市部において都市住民に対し常設的に多自然地域の情報を提供する場を確保し、都市農村交流や定住推進を図る									
事業内容	①多自然地域での空き家等を活用した都市農村交流拠点施設整備への補助 5,000千円×県1/3(市町1/3、団体1/3) ②都市部での空き家・空き店舗等を活用した情報発信拠点施設整備への補助 1年目:4,500千円×県1/3(団体2/3) 2年目:1,500千円×1/3			事業開始年度	平成17年度					
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額				
	事業費①	1,203千円 2,406千円		7,667千円 15,334千円		250千円 500千円				
	人件費②	812千円	従事人員 0.1人	801千円	従事人員 0.1人	79千円 0.01人				
	総コスト(①+②)	3,218千円	従事人員 0.1人	16,135千円	従事人員 0.1人	579千円 0.01人				
事業の目標	都市と農山漁村の交流人数の増加			[目標設定理由] 都市と農山漁村の交流人口を増やすことにより、都市住民の田舎暮らし志向の高まりへの対応と、農山漁村の地域活性化のマッチングを図っていくことが必要であるため						
目標の達成度を示す指標	指標名	目標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)			
	都市と農山漁村の交流イベントによる多自然交流人数(21年度からの累計)	10,000人	25年度	7,500人 (2千円)	9,500人 (8千円)	10,000人 (1千円)	H23	H24	H25	
評価結果	必要性	当事業の開始以降創設された古民家再生促進事業等の活用により同様の整備が可能となっており、多自然地域の交流人口が一定確保されている一方で、空き家活用にあたっての改修など居住環境上の課題が残されており、新たな事業展開を図る必要がある。								
	有効性	当事業により整備した交流拠点施設での交流イベントの開催など、各整備施設の活用による都市農村交流が進んでおり、着実に成果があがっている。								
	効率性	補助金の交付にあたっては整備費に関して1件あたりの上限額を設定しており、効率的に実施している。								
	民間・市町との役割分担	事業者の事業に対し、県・市町が応分の負担で補助しており、役割分担は適正に行われている。								
	受益と負担の適正化	・多自然地域での交流拠点施設整備では、受益が生じる所在市町にも経費負担を求めており、負担の適正化を図っている。 ・都市部での情報発信拠点整備においては、不特定多数の市町情報を発信することから県と事業者のみの費用負担としている。								
実施方針	方向性	新規 <u>廃止</u>	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定				
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	今後は「さとの空き家活用支援事業」で多自然居住の推進を図ることとし、当事業の新規採択は24年度限りとする。 (25年度は、24年度採択の継続分のみ実施する。)									

事務事業評価資料

施策名	県民まちなみ緑化事業の推進		所管部局課名	県土整備部まちづくり局都市政策課					
事業名	県民まちなみ緑化事業		担当者電話番号	緑化政策係 078-362-3563					
事業目的	都市部における環境の改善、防災性の向上								
事業内容	県民緑税を活用して、住民団体等が緑化活動を行うことにより、都市地域の環境改善・防災性向上を図る。 ①対象地域：市街化区域、用途地域、まちの区域など ※住民団体が公共用地で実施する場合は、都市計画区域、まちの区域、さとの区域 ②対象者：住民団体、個人、法人 ③補助対象経費、補助率 住民団体(公共用地)：(緑化資材費+自主施工困難な施工費)×10/10 個人・法人等：(全体経費(緑化資材費+施工費))×1/2				事業開始年度	平成18年度			
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 211,584千円		(0千円) 633,000千円		(0千円) 640,000千円			
	人件費②	48,732千円	従事人員 6.0人	48,048千円	従事人員 6.0人	47,388千円	従事人員 6.0人		
	総コスト(①+②)	260,316千円	従事人員 6.0人	681,048千円	従事人員 6.0人	687,388千円	従事人員 6.0人		
事業の目標	①緑化活動の支援			[目標設定理由] 都市部の緑の創出を推進するため、同事業により民間の緑化活動を支援していく必要があるため。					
	②校庭・園庭、広場、駐車場の芝生化の推進			[目標設定理由] 都市部の環境改善を図るため、校庭・園庭、広場、駐車場の芝生化を推進していく必要があるため。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	県民まちなみ緑化事業の補助件数(累計)	1,900件	27年度	1,036件 (1,501千円)	1,185件 (1,639千円)	1,358件 (3,201千円)	54.5%	62.4%	71.5%
県民まちなみ緑化事業による校園庭・ひろば・駐車場の芝生化補助件数(累計)	820件	27年度	454件 (1,452千円)	524件 (1,481千円)	598件 (3,221千円)	55.4%	63.9%	72.9%	
評価結果	必要性	・緑化を推進することで、都市部の環境の改善や防災性の向上等を図っていく必要がある。 ・県民緑税条例に基づき、県民が行う緑化活動を支援するための事業として実施している。							
	有効性	・県民の参画と協働により展開するこの取組により、緑化可能な土地が限られた都市部における補助が着実に進捗しており、成果があがっている。 ・都市部の環境改善に向けた校園庭芝生化及び駐車場芝生化の補助も着実に進捗しており、成果があがっている。							
	効率性	・補助件数1件あたりの上限額を定めるとともに、芝生化等での面積あたりの上限額も定め、コストを抑制し、効率的に実施している。							
	民間・市町との役割分担	・市町が緑化計画を策定し、その計画に基づき、県民運動として実施される緑化活動に対して、県は植樹や芝生化等に係る支援を行っており、役割分担は適正に行われている。							
受益と負担の適正化	・当事業では主に都市地域を対象としているが、同じ県民税均等割の超過課税対象事業として、森林地域では災害に強い森づくりを進めており、県民に対して広く負担を求めることが適切である。 ・申請者に一定の負担を求めており、25年度からは個人・法人等が実施する場合の補助額を全体経費×1/2に改めている。								
方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し				
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
実施方針説明	県民緑税を活用した事業として、用途・期間を特定して実施しているものであり、県民の参画と協働によって都市部の環境の改善や防災性の向上等を図るため、計画どおり25年度も継続するとともに、25年度からは住民団体が公共用地で実施する場合に対象地域を拡大するなどの拡充を行い、更なる推進を図る。 【拡充内容】○住民団体が行う場合 ・対象地域を都市計画区域、緑条例のまちの区域、さとの区域に拡大 ・校園庭の芝生化の最小規模面積を一般緑化等と同様に30㎡に緩和 ○個人、法人等が行う場合 ・補助対象経費を施工費を含む全体経費(補助率1/2)とし、対象経費算定を簡便化								

事務事業評価資料

施策名	緑化基金事業の推進		所管部局課名	県土整備部まちづくり局都市政策課					
事業名	緑化基金助成費		担当者電話番号	緑化政策係 078-362-3563					
事業目的	公共事業等によって減少させた緑を回復し、緑の保全と創出を図る。								
事業内容	公共事業の実施により減少させた森林面積に応じて、緑を回復する費用を緑化基金へ積立 ①積立額：直近5年間の減少面積の年平均に対応する額を積立 ②積立単価：500円/m <sup>2</sup>			事業開始年度	昭和62年度				
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(82,900千円) 82,900千円		(76,100千円) 76,100千円		(93,700千円) 93,700千円			
	人件費②	1,624千円	従事人員 0.2人	1,602千円	従事人員 0.2人	1,580千円 0.2人			
	総コスト(①+②)	84,524千円	従事人員 0.2人	77,702千円	従事人員 0.2人	95,280千円 0.2人			
事業の目標	県下の花緑活動の着実な推進			[目標設定理由] 緑の保全と創出を図るためには、県民の参画と協働による花緑活動を推進していく必要があるため。					
目標の達成度を示す指標	指標名 緑化資材を提供した団体数(21年度からの累計)	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
		3,479団体	25年度	1,949団体 (124千円)	2,629団体 (114千円)	3,479団体 (112千円)	56.0%	75.6%	100.0%
評価結果	必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が公共事業等によって減少させた緑の機能を回復させるための費用として緑化基金に拠出している。</li> <li>県下の花・緑活動団体の緑化活動を支援する事業の財源として活用しており、公共事業等により減少した緑の保全と創出を図るために必要である。</li> </ul>							
	有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化基金を財源として、県民の参画と協働による持続型の花緑活動を継続して支援することにより、着実に成果があがっている。</li> </ul>							
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化基金を財源とし、団体によるローコストで持続性のある花・緑活動が行われるよう事業を実施している。</li> <li>持続性のある花・緑活動への転換が図られていることから、効率的に事業が実施されている。</li> </ul>							
	民間・市町との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発に伴う森林面積の減少に応じた負担として、公共事業等による減少面積分を拠出するとともに、民間開発分として徴収した協力金とあわせて緑化基金として運用し、市町と連携を図りながら緑化事業を実施している。</li> </ul>							
	受益と負担の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共事業等により減少させた緑資源の回復を図るため、広く県土の緑化推進事業の財源として活用されており、特定の受益者のための事業ではないため、受益者負担原則にはなじまないものである。</li> </ul>							
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
	廃止	縮小		凍結(休止)		延長 終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	県が公共事業等によって減少させた緑の量に応じた負担額となっており、県民の参画と協働によって緑の保全・創出を図るものであるため、継続する。								

# 事務事業評価資料

施策名	宅地耐震化の推進		所管部局課名	県土整備部住宅建築局建築指導課					
事業名	宅地耐震化推進事業（大規模盛土造成地抽出調査）		担当者電話番号	審査係 078-362-3646					
事業目的	地震時に被害が発生すると予想される大規模盛土造成地を抽出し、宅地被害を防止するための宅地耐震化を推進する。								
事業内容	抽出調査 ①対象区域：県が宅地造成等規制法上の権限を有する31市町 ②内 容：○盛土マップの作成 （航空写真等（造成前、造成後）の比較による） ③負担割合：国1/3、県2/3					事業開始年度	平成20年度		
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	4,207千円 6,107千円		3,440千円 4,940千円		3,949千円 5,797千円			
	人件費②	4,061千円	従事人員 0.5人	4,004千円	従事人員 0.5人	3,949千円	従事人員 0.5人		
	総コスト (①+②)	10,168千円	従事人員 0.5人	8,944千円	従事人員 0.5人	9,746千円	従事人員 0.5人		
事業の目標	県内すべての市町（政令市、中核市、特例市及び事務処理市を除く）で大規模盛土造成地の抽出調査を実施し、マップを作成する。				[目標設定理由] 宅地耐震化のためには、すべての市町域（政令市、中核市、特例市及び事務処理市を除く）において、危険な大規模盛土造成地を把握する必要がある。				
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率（％）		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	調査市町数	31市町	25年度	20 (508千円)	26 (344千円)	31 (314千円)	64.5	83.9	100
評価結果	必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生が予測される東南海地震等に備え、県民の安全安心を確保するため早期に宅地の耐震化を図る必要がある。</li> <li>すべての市町（政令市、中核市、特例市及び事務処理市を除く）で、学識経験者の知見を得て、専門的・技術的に宅地の安全性を判断するための基礎資料とする必要がある。</li> </ul>							
	有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査によって抽出された大規模盛土造成地の情報は、効率的な宅地パトロールや被災時に危険度判定を優先的に実施するべき宅地情報として活用するなど、行政機関の宅地防災情報として有効に活用される。</li> </ul>							
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の地図データ等の活用、将来の円滑な安全確認調査実施のため宅地耐震化技術検討委員会への参加など地域情報に明るい調査対象市町の協力を求めて、効率的な執行を図っている。</li> </ul>							
	民間・市町との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元情報に明るい市町の協力を得ながら事業を進めている。</li> </ul>							
	受益と負担の適正化								
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定				
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	政令市、中核市、特例市及び事務処理市とも連携し、全市町で宅地の安全性を確認するよう事業を推進するとともに、抽出された造成地について統一された基準により安全性を判断するため、調査を継続実施する。								

# 事務事業評価資料

施策名		建築物耐震化の推進		所管部局課名	県土整備部住宅建築局建築指導課				
事業名		わが家の耐震改修促進事業		担当者電話番号	防災耐震係 078-362-4340				
事業目的		①現在の耐震基準に満たない住宅の耐震性能の向上を図り、地震災害に対し住民等の安全を確保する。 ②わが家の耐震改修促進事業により、住宅の耐震改修工事を促進し、危険住宅を減少させる。							
事業内容		民間住宅の耐震改修の計画策定及び工事に要する費用の一部を補助する。 (1) 計画策定費補助 ①対象者：住宅の所有者であり、県住宅再建共済制度に加入している者 ②対象住宅：S56.5月以前着工住宅で診断結果により耐震性が低いと認められたもの ③補助金額：2/3以内かつ上限戸建200千円、共同120千円/戸 (2) 工事費補助 ①対象者：所得が12,000千円以下の県民。その他(1)と同様 ②対象住宅：(1)と同様 ③補助対象限度額：戸建2,400千円(上部構造評点が0.7未満の場合は2,800千円(平成25年度～))、共同800千円/戸 ④補助金額：1/4以内かつ上限戸建600千円(上部構造評点が0.7未満の場合は700千円(平成25年度～))、共同200千円/戸 (3) 工事費補助への加算 ①対象者：(2)と同様 ②対象住宅：(2)と同様 ③補助金額：1/4以内かつ上限戸建200千円、共同200千円/戸			事業開始年度	平成15年度			
事業に要するコスト	区分			平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(102,047千円) 199,766千円		(136,077千円) 272,154千円		(185,970千円) 371,939千円			
	人件費②	16,244千円	従事人員 2.0人	14,414千円	従事人員 1.8人	14,216千円	従事人員 1.8人		
	総コスト(①+②)	216,010千円	従事人員 2.0人	286,568千円	従事人員 1.8人	386,155千円	従事人員 1.8人		
事業の目標	耐震改修工事費補助を平成27年度まで毎年500戸実施する。			【目標設定理由】 平成27年に県下の住宅の目標耐震化率97%を達成するため、耐震改修工事を促進する必要がある。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	耐震改修工事費補助実施戸数 (1)内計画策定費補助を含む)	500戸/年	27年度	224戸 (964千円)	417戸 (687千円)	500戸 (772千円)	44.8%	83.4%	100.0%
評価結果	必要性	東日本大震災、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、発生が危惧される東南海・南海地震に備えるため、住宅所有者が実施する耐震改修工事を促進する必要がある。							
	有効性	住宅の耐震改修工事を促進することは、県民の生命を守り財産を保全する上で有効である。							
	効率性	補助金に上限額を設定することによりコストを抑制し、効率的に実施している。							
	民間・市町との役割分担	・阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全県的に同一水準の補助で耐震化事業を展開するため、県が事業を実施する。 ・現在24市町で本事業への上乘せ補助を実施している(平成25年度には31市町で実施見込み)が、今後も引き続き全市町に上乘せ補助の実施を働きかける。							
受益と負担の適正化	・計画策定費補助については、国、県、所有者での均等負担とし、各々1/3負担とする。 ・工事費補助については、個人財産の形成に資する側面もあるため、国、県併せて1/4補助とし、所有者負担を3/4とする。								
方向性	新規	○ <b>拡充</b>		継続	実施手法の見直し				
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	○ <b>終期設定</b>			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
実施方針	県耐震改修促進計画に掲げた平成27年の住宅耐震化率97%とする目標を達成するため、平成27年度まで継続実施する。 なお、平成25年度から、倒壊の可能性の高い戸建住宅(上部構造評点0.7未満)の耐震改修工事に対して補助対象限度額を引き上げることにより(2,400→2,800千円)、一層の民間住宅の耐震化の促進を図ることとしている。								

# 事務事業評価資料

施策名		建築物耐震化の推進		所管部局課名	県土整備部住宅建築局建築指導課			
事業名		簡易耐震診断推進事業		担当者電話番号	防災耐震係 078-362-4340			
事業目的		①現在の耐震基準に満たない住宅の耐震性能の向上を図り、地震災害に対し住民等の安全を確保する。 ②県民の防災意識を高め、対象住宅の耐震改修工事を促進するため、その前提となる耐震診断を促進する。						
事業内容		市町が耐震診断員を派遣して、住宅の耐震性を評価し所有者に提示することにより、耐震化への動機付けを行う。 ①事業主体：市町 ②対象住宅：56.5月以前着工住宅 ③診断費用：戸建30千円～60千円、長屋・共同住宅60千円～300千円 ④負担割合：住宅所有者1割、残る9割を国1/2、県1/4、市町1/4の割合で負担			事業開始年度	平成17年度		
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額		
	事業費①	9,916千円 9,916千円		37,125千円 37,125千円		37,125千円 37,125千円		
	人件費②	4,061千円	従事人員 0.5人	4,004千円	従事人員 0.5人	3,949千円	従事人員 0.5人	
	総コスト (①+②)	13,977千円	従事人員 0.5人	41,129千円	従事人員 0.5人	41,074千円	従事人員 0.5人	
事業の目標		簡易耐震診断を平成27年度まで毎年5,500戸実施する。			【目標設定理由】 平成27年に県下の住宅の目標耐震化率97%を達成するため、耐震改修工事の前提となる耐震診断を促進し、県民の防災意識を高める必要がある。			
目標の達成度を示す指標		指標名	目標	23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)	
			目標値	年度			H23 H24 H25	
		簡易耐震診断実施戸数	5,500戸/年	毎年度	2,172戸 (6千円)	2,680戸 (15千円)	5,500戸 (7千円)	39.5% 48.7% 100.0%
評価結果	必要性	東日本大震災、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、発生が危惧される東南海・南海地震に備えるため、住宅所有者の耐震改修工事への動機付けとして、市町が実施する簡易耐震診断推進事業に要する費用の一部を支援する必要がある。						
	有効性	自らが居住する住宅の耐震性を把握し、耐震改修工事の動機付けとすることは、県民の生命を守り、財産を保全する上で有効である。						
	効率性	普及啓発の一環として市町が自主事業として行っているが、住宅所有者としての自主性を高めるため、補助金額を定額としたうえで申込者に1割の負担を求め、コストを抑制し、効率的に実施している。						
	民間・市町との役割分担	簡易耐震診断を推進するためには、住宅所有者へのきめ細かな呼びかけ等地域に根ざした取り組みが必要であることから、市町が事業を実施する。						
	受益と負担の適正化	住宅所有者としての自主性を高めるため、申込者に1割の負担を求め、残る9割を国、県、市町で負担する。						
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し			
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定	
実施方針	説明	市町移譲、民間移譲、民間委託、PFI、負担割合変更、事務改善、その他						
	説明	県耐震改修促進計画に掲げた平成27年の住宅耐震化率97%とする目標を達成するため、平成27年度まで継続実施する。						

事務事業評価資料

施策名	建築物耐震化の推進		所管部局課名	県土整備部住宅建築局建築指導課						
事業名	耐震化促進施設助成		担当者電話番号	防災耐震係 078-362-4340						
事業目的	①災害時に拠点となる学校・病院等の施設の防災性能の向上を図り、県民の災害時の安全を確保する。 ②施設所有者の防災意識を向上させ、民間建築物の耐震化を促進する。									
事業内容	災害時の拠点となる施設の耐震化を促進するため、民間の学校・病院・福祉施設の耐震診断に要する費用の一部を補助する。 ①事業主体：市町 ②対象建築物：S56.5月以前に着工された民間の学校（大学、専門学校を除く）、病院、福祉施設で、3階以上かつ1,000㎡以上のもの ③補助金額：2/3以内かつ1,000千円/棟（国1/2、県1/4、市町1/4の割合で負担）			事業開始年度	平成19年度					
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額				
	事業費①	(250千円) 250千円		(5,750千円) 5,750千円		(5,250千円) 5,250千円				
	人件費②	812千円	従事人員 0.1人	801千円	従事人員 0.1人	790千円 0.1人				
	総コスト(①+②)	1,062千円	従事人員 0.1人	6,551千円	従事人員 0.1人	6,040千円 0.1人				
事業の目標	耐震診断を、27年度まで毎年21棟実施する。			【目標設定理由】 平成27年に県下の多数利用建築物の目標耐震化率92%を達成するため、耐震改修工事の前提となる耐震診断を促進し、建築物所有者の防災意識を高める必要がある。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H23	H24	H25	
	耐震診断棟数	21棟/年	27年度	1棟 (1,062千円)	6棟 (1,092千円)	21棟 (288千円)	4.8%	28.6%	100%	
評価結果	必要性	・阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、また、発生が危惧される東南海・南海地震に備えるため、建築物の所有者の耐震改修工事への動機付けとして、市町が実施する耐震診断助成事業に要する費用の一部を支援する必要がある。								
	有効性	・東南海・南海地震等の大地震が切迫する状況の中、特に避難所となる学校や、災害弱者が入所している病院・福祉施設の耐震化を促進することは、減災の観点から有効である。								
	効率性	・補助金に上限額を設定することによりコストを抑制し、効率的に実施している。								
	民間・市町との役割分担	・市町は災害時に、地域住民の避難場所や救護拠点を確保する必要があることから、市町が事業主体となっている。 ・民間の所有者には下記のとおり一定の受益者負担を求めている。								
	受益と負担の適正化	・国、県及び市町、所有者での均等負担とし、各々1/3負担とする。 （県及び市町はそれぞれ1/6ずつ負担）								
実施方針	方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
		廃止	縮小		凍結(休止)		延長			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	県耐震改修促進計画に掲げた平成27年の多数利用建築物耐震化率92%とする目標を達成するため、平成27年度まで事業を実施する。									

事務事業評価資料

施策名	建築物耐震化の推進		所管部局課名	県土整備部住宅建築局建築指導課						
事業名	緊急輸送路沿道建築物耐震化助成事業		担当者電話番号	防災耐震係 078-362-4340						
事業目的	①緊急輸送路沿道建築物の耐震化を図り、大規模災害時の緊急物資の輸送や住民の円滑な避難を確保する。 ②施設所有者の防災意識を向上させ、民間建築物の耐震化を促進する。									
事業内容	大規模災害時における緊急物資の輸送、避難路の確保の観点から、緊急輸送路を閉塞するおそれのある建築物の耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修工事等に要する費用の一部を補助する。 ①事業主体：市町 ②建築年次：昭和56年5月以前に着工された建築物 ③位置・規模 緊急輸送路沿道の建築物で、高さが前面道路幅員の概ね1/2を超えるもの（前面道路幅員が12m以下の場合：高さ6m以下のもの） ④補助限度額 (1) 耐震診断費補助 2/3以内かつ3,000千円/棟（国1/2、県1/4、市町1/4の割合で負担） (2) 耐震補強設計費補助 2/3以内かつ3,000千円/棟（国1/2、県1/4、市町1/4の割合で負担） (3) 耐震改修工事費補助 2/3以内かつ94,600千円/棟（国1/2、県1/4、市町1/4の割合で負担） (4) 建物除却費補助 2/3以内かつ40,000千円/棟（国1/2、県1/4、市町1/4の割合で負担）			事業開始年度	平成23年度					
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額				
	事業費①	0千円		39,000千円		21,150千円				
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	4,004千円	従事人員 0.5人	3,949千円	従事人員 0.5人			
	総コスト(①+②)	0千円	従事人員 0.0人	43,004千円	従事人員 0.5人	25,099千円	従事人員 0.5人			
事業の目標	①耐震診断の支援			[目標設定理由] 道路閉塞のおそれのある緊急輸送路沿道建築物の耐震化を促すため、耐震改修工事の前提となる耐震診断の実施を促進する必要があるため。						
	②耐震補強設計の支援			[目標設定理由] 道路閉塞のおそれのある緊急輸送路沿道建築物の耐震化を促すため、耐震改修工事の前提となる耐震補強設計の実施を促進する必要があるため。						
	③耐震改修工事等の支援			[目標設定理由] 道路閉塞のおそれのある緊急輸送路沿道建築物の耐震化を促すため、耐震改修工事又は危険建物の除却を促進する必要があるため。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H23	H24	H25	
	耐震診断費補助の補助件数(累計)	20件	27年度	0件 (0千円)	2件 (17,367千円)	7件 (944千円)	0.0%	10.0%	35.0%	
	耐震補強設計費補助の補助件数(累計)	11件	27年度	-	0件 (0千円)	2件 (944千円)	-	0.0%	18.2%	
耐震改修工事費補助及び建物除却費補助の補助件数(累計)	8件	27年度	-	-	1件 (18,494千円)	-	-	12.5%		
評価結果	必要性	・大規模災害時における緊急物資の輸送や住民の円滑な避難の確保を行うためには、災害時においても緊急輸送路をすぐに使用できる状態とする必要があることから、道路を閉塞する可能性の高い建築物に対して市町が実施する耐震化助成事業に要する費用の一部を支援する必要がある。								
	有効性	・東南海・南海地震等の大地震が切迫する状況の中、大規模災害時における緊急物資の輸送や住民の円滑な避難を確保することは、減災の観点から有効である。								
	効率性	・補助金に上限額を設定することによりコストを抑制し、効率的に実施している。								
	民間・市町との役割分担	・市町は災害時に、緊急物資の輸送や住民の円滑な避難を確保する必要があることから、該当する建築物のある市町に事業の実施を働きかけると共に、民間には一定の受益者負担を求めている。								
	受益と負担の適正化	・国、県及び市町、所有者での均等負担とし、各々1/3負担とする。 (県及び市町はそれぞれ1/6ずつ負担)								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	南海トラフ巨大地震への備えとして、早期に実施を図るべきことから、5年間(平成23年から27年まで)のうちに沿道建築物の耐震化が図られるよう、平成27年度までを事業期間とする。									

事務事業評価資料

施策名	美しいまちづくりの推進		所管部局課名	県土整備部まちづくり局公園緑地課21世紀の森室						
事業名	尼崎の森中央緑地植栽事業助成		担当者電話番号	21世紀の森係 内線4589						
事業目的	「尼崎21世紀の森づくり」の拠点である尼崎の森中央緑地の整備を推進するため、「瀬戸内オリーブ基金」からの寄附金を活用して植栽事業を行う。									
事業内容	尼崎の森中央緑地に植栽する苗木の育苗費用として、瀬戸内オリーブ基金からの寄附金を(公財)兵庫県園芸・公園協会の緑化基金に積み立てる(標準事業費:1本当たり1千円)。			事業開始年度	平成18年度					
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額				
	事業費①	(0千円) 1,500千円		(0千円) 8,700千円		(0千円) 8,700千円				
	人件費②	812千円	従事人員 0.1人	801千円	従事人員 0.1人	790千円 従事人員 0.1人				
	総コスト(①+②)	2,312千円	従事人員 0.1人	9,501千円	従事人員 0.1人	9,490千円 従事人員 0.1人				
事業の目標	瀬戸内オリーブ基金からの寄附金を活用し、平成31年度までに尼崎の森中央緑地に約10万本を植栽する。			【目標設定理由】 尼崎の森中央緑地全体で約20万本を植栽する計画であるが、計画を効率的に達成するため、約10万本について基金からの寄附金を活用するため。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H23	H24	H25	
	植栽本数(育苗中のものを含む)	100,000本	31年度	12,900本 (2千円)	15,900本 (1千円)	24,600本 (1千円)	12.9%	15.9%	24.6%	
評価結果	必要性	環境共生型のまちづくりを目指す「尼崎21世紀の森づくり」の拠点として、尼崎の森中央緑地の整備を進めており、緑豊かな自然環境を早期に創出するためにも、瀬戸内海に緑を復活することを目的とした瀬戸内オリーブ基金からの寄附金を活用した植栽事業を行うことが必要である。								
	有効性	瀬戸内オリーブ基金からの寄附金を活用して植栽事業を実施することにより、県費のみで事業実施することに比べて植栽本数が増加しており、尼崎の森中央緑地の整備を早期に進めることができる。								
	効率性	瀬戸内オリーブ基金からの寄附金を活用して植栽事業を実施することにより、尼崎の森中央緑地の整備を効率よく進めることができる。								
	民間・市町との役割分担	尼崎の森中央緑地では、種子採取や苗木の植樹が市民団体により行われるなど、多様な主体の参画と協働により推進されており、適切な役割分担がなされている。								
	受益と負担の適正化	特定の受益者のために植栽を行うものではないため、受益者負担の原則には馴染まない。								
実施方針	方向性	新規	拡充			継続	実施手法の見直し			
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	瀬戸内オリーブ基金からの寄附を受け入れることにより、尼崎の森中央緑地の整備が推進され、早期に事業効果を上げることが出来るため本事業を継続する。									

事務事業評価資料

施策名	古民家再生の促進		所管部局課名	県土整備部住宅建築局住宅政策課						
事業名	古民家再生促進支援事業		担当者電話番号	まち再生企画係 078-362-3583						
事業目的	① 優良な住宅ストックである古民家を地域資源として再生し、地域の活性化につなげる。 ② 古民家再生を促進させることにより、伝統的木造建築技術の維持・継承とまちなみ景観の維持・保全を図る。									
事業内容	【古民家の建物調査・再生提案】 (対象) 築50年以上の伝統的木造建築技術による住宅 【改修工事費助成】 (対象) 地域交流施設等として再生しようとする古民家 (補助対象経費) 再生のための改修工事費 (補助額) 定額 3,330千円 (対象工事費 10,000千円以上)			事業開始年度	平成19年度					
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額				
	事業費①	3,485千円 6,970千円		10,167千円 20,334千円		10,157千円 20,314千円				
	人件費②	8,122千円	従事人員 1.0人	8,008千円	従事人員 1.0人	7,898千円 1.0人				
	総コスト(①+②)	15,092千円	従事人員 1.0人	28,342千円	従事人員 1.0人	28,212千円 1.0人				
事業の目標	① 再生提案の実施			【目標設定理由】 古民家の再生工事の実施に向けて、専門家による再生提案が重要な判断材料となるため。						
	② 再生工事の実施(地域交流施設等公共性の高いもの)			【目標設定理由】 当該事業は再生工事につなげることを目指して実施しているため。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H23	H24	H25	
	再生提案の実施件数	7件	H25	7件 (1,121千円)	7件 (921千円)	7件 (719千円)	100.0%	100.0%	100.0%	
再生工事の実施件数(地域交流施設等公共性の高いもの)	5件	H25	1件 (7,243千円)	2件 (5,936千円)	5件 (4,635千円)	20.0%	40.0%	100.0%		
評価結果	必要性	地域の特徴あるまちなみ景観を形づくってきた古民家を再生することは、既存住宅ストックの有効活用とともに、地域を活性化させる観点から必要性が高い。 また、古民家再生の担い手である地域の木工・建築士の伝統的木造建築技術の維持・継承を図ることも必要性が高い。								
	有効性	県民の古民家への関心が高まり、建物調査、再生提案に対して予定を上まわる申込み実績がある。 また、再生工事の実施により地域の木工・建築士に対して伝統的木造建築に関わる機会を創出するとともに、地域交流拠点等として地域活性化に大きく寄与している。								
	効率性	建物調査を実施した古民家のうち、特に再生を推奨すべきものに絞り込んで再生提案を行い、効率的な執行を図っている。 また、改修工事費助成は、地域の賑わいや活性化に資する施設(地域交流施設等)に限定するとともに、補助額を定額とすることで事務コストを抑制し、効率的に執行する。								
	民間・市町との役割分担	県は、全県を対象に古民家の建物調査及び再生提案を先導的に実施している。 改修工事費助成については、県・市町・所有者等とも応分の負担を行うとともに、所有者等が地域の賑わいや活性化に資する施設として活用し、市町は地元調整等を主体的に担うため、適正な役割分担である。								
	受益と負担の適正化	建物調査と再生提案については、古民家再生事例が少ない現時点では所有者の負担は求めない。 改修工事費助成については、所有者等及び市町も応分を負担することとしている。								
方向性	新規	ⓧ <u>拡充</u>			継続	実施手法の見直し				
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定				
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他			
説明	改修工事費助成について、これまで建物調査および再生提案を実施した古民家を対象としていたが、平成25年度からは、専門家による再生提案を受けた古民家に加え、所有者や地域住民等の自主提案による古民家も対象に追加し、所有者等の考えや自主性を尊重した再生計画も取り入れることを可能とした上で、事業を実施していく。									

事務事業評価資料

施策名	空き家対策の推進		所管部局課名	県土整備部住宅建築局住宅政策課					
事業名	さとの空き家活用支援事業		担当者電話番号	まち再生企画係 078-362-3583					
事業目的	多自然居住の推進と地域の活性化を図るため、多自然地域内の空き家への居住を促進する。								
事業内容	空き家への居住または活用に向けた水回り等の改修工事費の一部を助成 (対象要件) ①～③の全てを満たす住宅 ① 多自然地域内にあり、現に空き家 ② 木造在来工法等により建築された民家 ③ 老朽度、実用性からみて、現在の生活スタイルに合わない水回り設備等の改修が必要 (補助対象者) 空き家に居住し又は活用しようとする者(10年以上居住あるいは活用すること) (補助対象経費) 浴室・台所・便所等、水回りを含む改修工事に要する経費 (補助額) 対象工事費に応じた定額補助			事業開始年度	平成25年度				
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 0千円		(0千円) 0千円		(8,150千円) 16,300千円			
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	7,898千円 1.0人			
	総コスト(①+②)	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	24,198千円 1.0人			
事業の目標	多自然居住の推進と地域の活性化を図るため、多自然地域内の空き家への居住を促進する。			【目標設定理由】 多自然地域内における空き家への居住は、多自然居住の推進と地域活性化に直接的に資するため。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	改修工事費助成件数	16件	H25	- (0千円)	- (0千円)	16件 (1,512千円)	-	-	100.0%
評価結果	必要性	多自然地域では、空き家の増加による周辺生活環境の悪化や地域活力の低下が懸念されていることから、同地域内の空き家への居住を促進することにより、多自然居住の推進や地域の活性化を図っていく必要がある。							
	有効性	特に空き家率が高い農山村部(多自然地域)の一戸建て木造住宅の空き家を対象に、居住又は活用に向けた水回り等の改修工事費の一部を助成することは、多自然居住の推進と地域の活性化に寄与するとともに、空き家の有効活用につながる。							
	効率性	補助対象とする空き家を、地域振興や農村振興施策を含めた多様な視点から審査、選定を行うとともに、定額補助とすることで事務コストを抑制し、効率的な事業実施を図る。							
	民間・市町との役割分担	多自然居住の推進と地域活性化に向けた施策として、県が先導的に事業を実施する。 なお、交付申請は市町経由とし、市町は自らの支援内容を明記した推薦書を併せて県に提出することにより、随伴補助やその他支援制度の創設など、市町の積極的な関与を促す。							
受益と負担の適正化	空き家への水回り等の改修工事費の一部助成であり、所有者等にも応分の負担を求める。また、県が先導的に実施する事業であることから、市町の改修工事費負担を任意とするが、定住や活用に向けた市町による積極的な支援を求めていく。								
実施方針	方向性	新規		拡充	継続	実施手法の見直し			
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
説明	市町移譲 民間移譲 民間委託 PFI 負担割合変更 事務改善 その他 多自然居住の推進により地域の活性化に資するとともに、空き家の有効活用にも繋がることから、改修費工事費助成を実施する。								

# 事務事業評価資料

施策名		建設業者の新分野進出への支援		所管部局課名	県土整備部県土企画局総務課建設業室		
事業名		建設業新分野進出支援事業		担当者電話番号	建設業係 078-362-9249		
事業目的		① 建設業者の他分野進出による建設業者の活力再生、建設業従事者の就業機会の確保 ② 進出先分野における担い手不足の解消					
事業内容		農業、林業、漁業、医療・福祉、環境分野に進出しようとする3年以上建設業を営む県内の中小許可業者に対し、以下の支援を実施する。 (1) 建設業新分野進出支援金〔補助制度〕 補助対象経費：①資格取得経費 ②販路開拓経費 ③その他新分野進出手続き等に要する経費 補助率：1/2 補助限度額：50万円（補助対象限度額100万円） (2) 建設業新分野事業展開貸付〔融資制度〕 融資限度額：1億円 融資利率：1.6% 融資期間：10年以内 融資目標額：10億円			事業開始年度	平成22年度	
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額	
	事業費①	3,447千円		7,500千円		6,000千円	
	人件費②	8,122千円		8,008千円		7,898千円	
	総コスト(①+②)	11,569千円		215,508千円		213,898千円	
事業の目標		建設業者の新分野での定着 ※ ※進出から3年以上の事業継続			[目標設定理由] 建設業者が新分野で継続的に事業展開を行うことにより、上記事業目的の達成が可能となるため		
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標	23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)
			目標値	年度			H23 H24 H25
		新分野定着率 [(A)のうち新分野定着業者数/支援業者数(A)]	1.0	H26	1.0	1.0	100% 100% 100%
評価結果	必要性	・建設業界は、目下の経済不況に加え公共投資の減少という業界固有の問題を抱えており、この状況の中で、建設業の活力再生や雇用の維持・発展を図るためには、行政が他分野に関する情報提供や進出支援等を行い、建設業者の新分野進出を推進していく必要がある。 ・また、指定した進出先分野のうち、農林漁業、医療・福祉分野は、担い手の確保、人材の育成が求められており、今後進展が見込まれる環境分野も加え、これらの分野で建設業者の人材、機材、ノウハウ等が有効に活かされることは社会的要請に合致しており、県域全体の発展に資する。					
	有効性	・建設業者にアンケート調査を行ったところ、新分野進出を検討したことがある業者は調査対象者全体の1/3以上であるものの、実際に進出した業者は数社のみとごく少数であり、実際に進出できない最大の障害は「新分野での経営」「参入への資金対応」との回答を得ている。 ・今回の支援は、それら新分野進出を検討する建設業者のニーズに合致しており、新分野進出促進に有効である。					
	効率性	・今回の支援事業は、補助(建設業新分野進出支援金)及び融資(建設業新分野事業展開資金)の2つの制度からなっており、実際に新分野に進出する際に必要となる最小限度の経費のみ補助を行い、進出後の設備資金、運転資金は全て、後に自ら返済する融資制度によることとしており、建設業の新分野進出という目的に対し効率的である。					
	民間・市町との役割分担						
受益と負担の適正化		・新分野進出に際し必要となる経費のみを補助し、進出後の設備資金、運転資金は事後に自ら返済を要する融資としていること、さらに、補助についても対象となる経費のうち半分は自ら賄うことを求めていることから、新分野に進出しようとする建設業者の受益に対する負担の適正化は図られている。					
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し		
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他
説明	県内企業の活性化、雇用の安定化につながる建設業者の新分野進出を引き続き推進していくため、「建設業新分野進出支援事業」を継続実施する。						